

# 共産党要望項目一覧

平成26年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【改憲・民主主義】</b></p>	
<p>○憲法解釈の変更            安倍首相が自らの私的諮問機関である安保法制懇の報告を受け、集団的自衛権の行使容認の検討を表明したことに、各界で反対の声が上がっている。またこれまでの歴代自民党政権が憲法上集団的自衛権は認められないとしてきた憲法解釈を憲法を変えことなく変えてしまうということに、「立憲主義は守るべき」「人を殺す、人が殺されるかもしれないというリアリズムを語るべきだ」など自民党内部からも厳しい批判があいついでいる。また日本弁護士連合会も県弁護士会も反対声明を発表した。立憲主義を否定し、憲法9条を骨抜きにする解釈改憲に反対し、住民を守る自治体の長として国に意見をあげること。</p>	<p>集団的自衛権の憲法解釈については、国政の場において十分議論を尽くし、国民的理解を大切にしながら、慎重な対応を図っていただきたい。</p>
<p>○国民投票法案            衆議院で7党による共同提案で国民投票法案が提出され、まともな審議抜きに7党の合意で一気に衆院を通過した。この法案の狙いは、憲法9条改定を中心とする明文改憲への条件づくりを行うことであるが、どの世論調査を見ても国民の多数は憲法改定を望んでおらず、9条については変えない方がいいという意見が6割を超えている。また法案の中身自体が欠陥法案であり、国民投票の際の最低投票率の規定がなく、国民の1割～2割の賛成でも、場合によっては改憲が決定されてしまう危険性があることや、選挙権の投票年齢の18歳への引き下げなどを棚上げし、公務員の運動の自由にも広範な制限が加わる問題点など、さまざまな点で欠陥法案である。法案審議は参議院に移っているが国民投票法案に反対し廃案を求めること。</p>	<p>国政の場において十分に議論し、責任を持って判断すべき事項であり、廃案を求めることは考えていない。</p>
<p>○参議院の選挙区制度            選挙制度は、有権者の民意を反映する仕組みにすべき</p>	<p>参議院の選挙区選出議員は、戦後一貫して都道府県単位で選出されてきており、都道府県単位での意思決定や住民意思が国の意思決定に結びついていくという現在の選挙区制度は合理性があるもの</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>であるが、この度の参院の「選挙制度協議会」（座長・脇雅史自民党参院幹事長）で、鳥取、島根など有権者数が少ない選挙区を統合する「合区」案が提示された。参議院選挙で最も民意を反映することができるのは比例代表選挙であり、小選挙区の合区は邪道であり認めることはできない。参院の「選挙制度協議会」で提案された「合区案」に反対すること。</p>	<p>と認識している。 選挙区の設定は、国の意思決定を行う国会の根幹に関わるものであり、単なる数合わせであってはならず、地方の意見も聞きながら、国政の場において慎重かつ十分な議論をしていただきたい。</p>
<p><b>【税制】</b></p>	
<p>○消費税増税中止を 政府は12億6千万円を使い、新聞テレビ、ラジオなどマスコミを通じて「消費税は社会保障のために使う」と宣伝している。しかし、本年度分5兆円のうち、実際に社会保障に使われるのは5千億円であり、嘘と欺瞞で国民を二重に欺いている。安倍政権は今秋にも来年10月から10%に引き上げるのかどうかを判断しているが、県議団が実施した事業者向けの「消費税増税影響アンケート調査」でも中小零細事業者の悲痛なこえが寄せられていることから、これ以上の増税は鳥取県内の経済も雇用も、暮らしも破壊するものであり、認めることはできない。増税を中止するよう国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増高する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない課題である。また、来年10月からの消費税率引上げは、政府において、本年4月の消費税率引上げの景気への影響など経済情勢を見極めた上で適切な判断が下されるものと認識しており、消費税増税に反対するつもりはない。 なお、本県では、国・民間団体と連携して消費税増税に想定される様々な悪影響を緩和し、県内経済・雇用の安定、持続的成長を図る上での対策を講ずるため、昨年12月に「消費税増税対策本部」を設置し、国や県等が実施する施策の広報や相談対応等に取り組んでいる。</p>
<p>○税滞納差押え 児童手当差し押さえ裁判では、児童手当や年金は預金化されても、その属性が失われないと認める高裁の画期的判例がでた。鳥取県の調査によると、過去1年で、年金受給日に2件の差し押さえの実績があるが、高裁の判例はこの2件の差し押さえも違法と示したものであり、2件についても返金すること。</p>	<p>平成25年度に、児童手当等の差押禁止財産が預金口座に振り込まれた日に行われた県税の差押処分の実態（直近の3年度（平成22～24年度））を調査した結果、年金の支給日に年金が振り込まれた預金口座を差し押さえた案件が4件あった。しかし、いずれも今回の控訴審判決で示された新たな法律解釈及び関係法令に照らして適切な事務処理であったことを3月18日の常任委員会で報告したところであり、返金する必要はないものと考えている。</p>
<p><b>【社会保障・福祉】</b></p>	
<p>○生活保護行政 ・公営住宅の入居の際には保証人が求められるが、生活保護受給者が公営住宅に入居しようとする際、保証人を立てられず入居ができない場合がある。受給者はもともと援助できる親族などがいないため受給に至る場合がほとんどであることから、保証人を求めないこと。</p>	<p>県営住宅では、入居に当たり、家賃等の滞納のほか、入居者による迷惑行為（保管義務違反）への対応の観点から連帯保証人を求めているところであり、県営住宅の健全な管理運営を行うためには、現行の取扱いを継続する必要がある。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>・町村の生活保護行政を所管する福祉事務所はこの間の地域主権で、町村に移管したが、県が引き上げたのちに県の福祉事務所と同じように機能しているのかどうか、不具合がないのか調査すること。</p>	<p>町村福祉事務所が定着し、質の確保・維持が図られることを目的とし、福祉事務所を設置する全町村に対して、設置前研修を行い、設置後は東部(本庁)及び西部に支援スタッフを配置し、町村福祉事務所への支援を行い、継続的に生活保護業務の適正実施を図っているところであり、特別な調査は考えてない。</p>
<p>○障害者自立支援法では通所者の利用実績によって作業所の運営費補助が出るため、作業所によっては多少の熱なら来所させる所もあると聞いている。安心して事業が継続できるよう運営費補助をもとに戻すよう国に求めること。</p>	<p>事業所の運営費補助(支援費:現在は給付費)は、従来月単位で支給されていたものを、平成18年4月から日額化されたところである。日額化することにより、障がい者にとっては本人の希望に合った複数の事業所を利用できるようになるなどメリットもあることから、運営費補助を元に戻すよう国に要望することは考えていない。</p> <p>なお、多少の熱なら来所させるという事業所については、本人の意思に反して来所を無理強いするのであれば不適切な事案と認められるので、事業所への指導を徹底したい。</p>
<p>○鳥取県は障害者の就労支援の一環として、「工賃三倍化計画」を実施しているが、工賃を上げるため指導員も利用者もくたくたになり、「悪影響がでる」という作業所の声もきいた。滋賀県や大阪府箕面市のように、県独自の「工賃加算」を検討すること。</p>	<p>工賃3倍計画に基づいて実施しているコンサルタント派遣、農福連携などの事業は、障害者就労継続支援事業所B型の利用者の工賃を向上させるために取り組んでいるものである。障がい者の自立を目指した施策であり、事業所に強制しているものではなく、事業所の実情に応じて活用していただくものと考えている。</p> <p>なお、滋賀県や箕面市の制度は、一定の要件を満たして障がい者を雇用(一般就労)する事業所へ賃金補填を含む運営費助成を行うものであり、障害福祉サービス事業所を対象としたものではない。</p>
<p>○松の聖母学園の虐待問題は、今回の発覚以前から行われていることが明らかになっている。障害者虐待防止法が施行されてから、同事業所は説明会にも来ず、マニュアルも改定されていなかったことは、県の指導責任も問われる問題である。また5月10日に行われた「保護者会」では、以前から保護者も気づいていたが、言えなかったという実態も明らかになった。松の聖母学園に限らず、県が直接相談窓口を設置し、施設・事業所利用者本人・家族等に周知すること。</p>	<p>松の聖母学園の虐待事案を受け、松の聖母学園に対する追加の立入り調査を実施するとともに、その他の県内全ての障害者支援施設に対しても緊急立入り調査を実施し、施設の虐待防止の取組状況を緊急に点検することとしている。</p> <p>また、虐待の相談窓口は各市町村の障がい福祉担当課、県の福祉保健局・福祉保健事務所であり、制度のリーフレット等に記載して周知しているところだが、今回の事案を受け、各施設に相談窓口を周知するためのポスターを掲示するなど、必要な取組を行う。</p>
<p><b>【雇用・産業】</b></p>	
<p>○若者のはたらき方</p>	
<p>① 会社が有給制度を労働契約書に明記し、労働者に説明するよう周知すること。</p>	<p>中小企業労働相談所(みなくる)を県内3カ所に設置し、労働局と連携を図りながら労働・雇用に関する相談業務、労働関係法令の学習機会の提供等を行っている。</p> <p>労働関係法令についての指導は労働局の専権事項であるため、要望があったことについて労働局に伝えたい。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
② 労働契約書を労働者本人に渡すよう会社に周知すること。	<p>中小企業労働相談所（みなくる）を県内3カ所に設置し、労働局と連携を図りながら労働・雇用に関する相談業務、労働関係法令の学習機会の提供等を行っている。</p> <p>労働関係法令についての指導は労働局の専権事項であるため、要望があったことについて労働局に伝えたい。</p>
③ 残業代未払いは違法であることを周知すること。	<p>中小企業労働相談所（みなくる）を県内3カ所に設置し、労働局と連携を図りながら労働・雇用に関する相談業務、労働関係法令の学習機会の提供等を行っている。</p> <p>労働関係法令についての指導は労働局の専権事項であるため、要望があったことについて労働局に伝えたい。</p>
④ 介護職で、移動時間や利用者会議が労働時間に含まれていない事業所について調査し、実態をつかんで是正すること。また移動の際のガソリン代の支給についても調査し支給するよう求めること。	<p>労働関係法令についての調査、指導は労働局の専権事項であるため、要望があったことについて労働局に伝えたい。</p>
⑤ 鳥取県の最低賃金は全国最低である。どこに暮らしていても生活費は同様にかかる。最低賃金の引き上げと、最低生活を支える全国一律1000円以上を求めること。	<p>最低賃金法に基づく最低賃金の決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であるため、要望があったことについて労働局に伝えたい。</p>
⑥ 労働局に対し、求人票と違う労働実態が生じてないか、厚生年金・社会保険未加入の事業所の実態調査をし、是正するよう求めること。また労基署の調査は抜き打ちで、また本人だけでなく家族の訴えも受け付けるよう求めること。	<p>要望があったことについて労働局に伝えたい。</p>
⑦ 鳥取県の労働者は低賃金であるため、若者の中で住宅家賃が高いという声が上がっている。若桜町のように若者の住宅費助成をすること。このことは若者の定住にもつながる。	<p>若桜町の住宅費助成は、若者定住に一定の効果があると仄聞している。</p> <p>また、住宅費助成に限らず、若者定住促進策は地域社会の担い手を確保する上で重要と認識している。</p> <p>現在、市町村に対しては、空き家改修支援及び家財道具処分支援により、低廉な家賃で移住者に住まいを提供するための空き家長期借上制度の導入を促しているところであるが、今後とも、若者定住のために必要があれば、市町村の意見も踏まえつつ対策を検討していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○経済連携協定</p> <p>日本の経済主権・食糧主権を奪い、国民皆保険制度を破壊するTPP交渉からの撤退を求めること。日豪経済連携協定（EPA）で畜産物の関税が削減された。削減でも国内農業、県内農業に重大な打撃を与えるのは免れない。もともと安倍政権がTPP参加を決めた際、「重要5項目」が守れない限り「交渉から脱退も辞さない」と公約しており、TPP日米協議で「聖域」とする農産物5項目で譲歩していることは公約違反であり、TPPの内容はいまだ明確にされていないが、国会決議違反は明らかでありTPP交渉から即時撤退するよう国に求めること。</p>	<p>政府は「重要5項目は守る」との姿勢で交渉に臨んでいるところであり、県としてはその状況を注視し、必要な農林水産業対策を訴えていく。</p>
<p>○農政改革2法</p> <p>農家への「交付金」の廃止など所得削減策を盛り込んだ「農政改革」案が参院本会議で審議されている。コメ農家の経営を支えてきた「直接支払交付金」が今年度から半減され、2018年産で打ち切られる。また畑作物の直接支払交付金の対象者を認定農家に限定することは、多くの農家を切り捨てる、最悪の所得削減策、鳥取県の基幹産業である農家つぶしの政策である。全農家の9割を占める家族農業支援、価格・所得補償を実施してこそ、農業後継者を確保し食料自給率を上げることができる。また5月19日の国の産業競争力会議で提案された「農業改革」案は、農業法人への企業出資比率や非農家の役員を拡大・緩和することで、事実上、「民間企業化」させ、農地所得を認めることとしているが、地域や農地の公益性よりも採算性が優先され、一層の地域崩壊につながるやり方である。これは、直近で実施されている「人農地プラン」や「農地中間管理機構」のやり方を飛び越えるものであり、制度にも混乱をもたらすことになる。また地域農家による公選制である農業委員会を市町村長の選任制にすることは農家の声の切り捨てであり、事実上の農業委員会の廃止であり、断じて許すことはできない。もうけ本意優先で地域切り捨てのこの度の農政改革案に反対すること。</p>	<p>米の直接支払い交付金の半減の影響は、新たに創設された日本型直接支払いで補うなど、多様な農家が地域の農業を支えつつ、担い手の経営が安定するよう制度の活用促進を図っていく。また、国の産業競争力会議で検討されている農業改革については、意見が分かれており、その議論の行方を注視していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○学校給食用の牛乳は児童・生徒の健康と食教育、郷土愛を育て、産業振興の上でも、県内農家で生産され製造されたものを使用すること。その場合、事業者負担増や保護者負担増がないように差額補てんすること。</p>	<p>国制度による入札の結果、平成26年度は県内の学校給食用牛乳に一部県外産牛乳が供給されることになったことを受け、県内産牛乳が供給できるよう制度見直しを国に要望（5月16日）し、国と県で協議を進めることとした。</p> <p>今後の対応については、国との協議の状況を踏まえながら、各市町村教育委員会等の意見を聞いた上で、県内産牛乳が適正な価格で供給されるよう検討したい。</p>
<p>○柿・なしの霜被害対策は、防除支援は3割以上の被害があった農家と限定しているが、必要とする農家全てに支援が行き渡るようにすること。地域にもよるが、共済未加入者が梨は25%、柿は45%となっており、共済による補填も7割から8割であり、所得の低下が予想される。共済加入金が高いとの声もあり、加入金への県助成をすること。今後農家の実情を聞いて所得補填も検討すること。</p>	<p>被害が概ね3割程度に達した場合、農業経営に大きな影響があると考えられる。真に支援を必要とする農家に助成がいき届くよう、支援対象には一定の制約を設けている。</p> <p>共済加入金については、市町村等からも積極的な支援をいただいております。本県の共済加入率は全国的にも高い。今後とも、市町村やJAグループと連携しながら加入推進を図っていきたい。</p> <p>また、被害を受けた農家の再生産支援のため、JAなどが融資する資金（肥料・農薬・資材代などの再生産に必要な経費相当額）を無利子とする利子助成を当初予算で措置している。</p>
<p><b>【教育】</b></p>	
<p>○教育委員会制度改正法案は、教育委員会を首長の任命する教育長の支配下に置き、教育行政に対する首長の支配・介入に道を開くものであり、この改悪に対して全国の教育関係者が危惧や反対を表明している。大綱について、国会答弁を通じても首長が歯止めなく教育介入できる危険性が明らかになっている。</p> <p>教育委員会は、「お国のために血を流せ」と子どもたちに教え込んだ戦前の軍国主義教育に対する反省から教育の独立性・自主性を守るためにつくられたが、改悪法案は憲法で保障された教育の自由と自主性を侵害し、歴史の流れを逆流させる暴挙である。現行の教育委員会制度を堅持するよう国に求めること。</p>	<p>教育委員会制度の見直しについては、現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が国会審議中であり、引き続きその動向を注視したい。</p>
<p>○障害のある児童生徒や発達障害などに対応できる教師が不足している。現在は短期の研修を行うなどで対応しているが、特別支援の教員養成が計画的に実施できるよう、鳥取大学に働きかけること。</p>	<p>鳥取大学地域学部地域教育学科で「特別支援学校教諭1種」を取得することが可能であり、より多くの学生に免許を取得していただくよう鳥取大学に働きかけたい。</p>
<p>○給食費の滞納対策として児童手当から給食費を差し引こうとしたり、滞納する児童・生徒は弁当を持ってこさせるべきだなどという暴論が教育委員会でも出たということを知ることがあるが、全く教育的配慮に欠けるものである。子ど</p>	<p>学校給食は、学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者が、学校給食費（食材費）については保護者が負担することとされていることから、無償化することは困難と考える。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>もたちの成長と生涯健康で過ごす体をつくる大事な時期に、安全で地元で採れた農畜産物を提供することは自治体の大事な仕事である。教育的見地からも学校給食は無償化するよう、県として検討すべきである。</p>	
<p>【医療・介護】</p>	
<p>○医療・介護総合法案</p>	
<p>・医療・介護総合法案が衆院を可決した。法案にある「地域包括ケア」は、強引に病床を削減して重度の患者まで在宅や介護に追いやり、高齢者の「漂流」を深刻化するものである。また過重労働の看護師に医療行為を移せば医療崩壊に拍車がかかるなど、多くの医療関係者から懸念の声が上がっている。『介護の社会化』という理想を掲げてスタートした「介護保険制度」では要支援者へのサービス（訪問介護と通所介護）は保険給付から外され、ごく少数の人しか専門的サービスがうけられないことになった。高額な介護保険料をとりながら、介護サービスがうけられないとは政府による「詐欺行為」といわれて当然である。特養ホームの入所制限や利用料倍増（一定所得者）によって多くの入所者が締め出されることになり、事業者にとっても閉鎖、廃止が相次ぎいっそうの社会不安をあおることになるなど、社会保障とは無縁の法案である。医療・介護総合法案の廃案を求めること。</p>	<p>「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が国会に提出されたものである。</p> <p>今後の少子高齢化等を踏まえ、持続的安定的な社会保障制度を維持するためには必要な法案であると認識しており、廃案を求めることは考えていない。</p>
<p>・要支援者を介護保険の訪問介護・通所介護から閉め出すことがないようにすること。</p>	<p>現在国会において審議中であるが、要支援者の訪問介護通所介護については市町村事業に移行することとされており、介護保険から閉め出されることはないと考えている。</p>
<p>・特別養護老人ホームの入所は介護度3以上とすることについて中止を求め、必要に応じて入所できるようにすること。そのためにも不足している特別養護老人ホームを増設すること。施設での居住費や食費などの利用者負担軽減を図る「補足給付」の対象を狭めることはやめるよう求めること。</p>	<p>鳥取県内では特別養護老人ホームへの入所者のほとんどが介護度3以上となっており、法改正による影響はほぼない状況であるため、それを理由とした特別養護老人ホームの新たな増設は考えていない。なお、改正後も要介護1、2であっても一定の条件の場合は入所できる特例が設定されると聞いている。</p> <p>また、介護保険が持続可能な制度となるためには、一定以上の資産（「補足給付」から対象外となる者は預貯金が単身1,000万円超の者等と予定されている）を持つ方について負担を求めることについてはやむを得ないとする。</p>
<p>・年間所得165万円を超えると介護保険の利用料が1</p>	<p>現在国会において審議中であるが、一定以上の所得を有する者（年金収入ベースで言えば単身28</p>

要望項目	左に対する対応方針等
割から2割にすることについて中止を求めること。	0万円以上)に一定の負担を求めることは持続的安定的な介護保険制度を維持するためにはやむを得ないものであること、また、月額負担上限が設定されているなど、一定の配慮はなされていることから、中止を求める考えはない。
○病床再編で各病院に病院機能を県に報告させ、県が地域医療ビジョンを策定し、県に従わないと知事が補助金を打ち切ることができる制度になろうとしている。このような強権的な制度の導入は止めるよう国に求めること。仮に法案が通ったとしても、県ビジョンは、関係医療機関と話し合い、地域医療を担うにふさわしいものとなるようにし、県から各病院へのペナルティーを科すようなことは絶対にしないこと。病床削減計画に反対すること。	<p>病床機能報告制度及び地域医療ビジョンの策定は、医療機能の分化・連携を進めることにより、限られた医療資源の有効活用を図り、効率的で質の高い医療提供体制の構築を目的としたものであり、病床削減を目的としたものではない。</p> <p>地域医療ビジョン実現のために、最終的には各種補助金の交付対象からの除外などの措置を都道府県が行えるよう国は考えているが、地域医療ビジョンは、県内の関係機関を含め、幅広く意見を聴きながら策定する予定であるので、このような措置を講じることは、極めて限定的であると考えられる。地域医療ビジョンに基づく病床再編についても、医療機関等の現場の声を聴きながら進めていきたい。</p>
○鳥取県特別医療費助成制度の子どもの医療助成は窓口負担をなくし、完全無料化すること。	小児医療費については、平成23年12月29日に開催された「国と地方の協議の場」において、社会保障4分野の地方への配分が合意された中で地方単独事業に整理されているが、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度を創設するよう、全国知事会を通して、平成25年8月8日に国へ働きかけを行っており、今後も必要に応じて要望していく。
○国保の広域化をやめること。平成27年度から医療費支払いの市町村一元化が実施されるが、いまでも住民に重い負担となっている国民健康保険料は引き上げをしないこと。保険料を引き下げするため、県の繰り入れをすること。	<p>平成25年8月6日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を受けて、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律が、昨年12月5日に可決され、平成27年常会に改革法案の提出を目指すこととされた。</p> <p>鳥取県としては、地方の意見を十分に聴き、国保の構造的な問題への方策が示されるのであれば、高齢化、低所得者の増加といった課題を抱える市町村国保の抜本的な改革の必要性に異存はなく、積極的に責任を担う覚悟はあり、現時点で「都道府県単位化」に反対することは考えていない。</p> <p>また、平成27年度から県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する保険財政共同安定化事業の対象が、現行の30万円以上の医療費から全医療費に拡大されるが、拠出金超過の市町村に対しては、県財政調整交付金で激変緩和を図ることとしており、新たな財政支援は考えていない。</p>
○無料低額診療事業の公立病院での実施、院外処方への適用を国に求め県独自にも支援すること。	<p>無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備で不十分な昭和26年当時に導入された制度であることから、時代にそぐわない面もある。</p> <p>その後、国民皆保険制度の成立や生活困窮者に対する保険料減免の仕組みなど、公的医療保険制度が充実してきた結果、当該事業によらなくても対応が可能となってきている。</p> <p>そもそも当該制度は、国独自の制度であることから、低所得者に対する医療の支援策については、まずは、国において社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えており、院外処方における薬代を当該事業に含めることについて、国等への要望は考えていない。県独自の支援策も考えていない。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	<p>また、無料低額診療事業は、事業者が生計困難者のため無料又は低額な料金で診療を行う見返りとして固定資産税の減免など税制面の優遇措置が受けられることとされている。このため、県立・公立病院には固定資産税の減免などのメリットがなく、持ち出しのみでこの事業を実施することとなるため、取組を呼び掛ける考えはない。</p>
<p>○若桜町には2つの診療所があるが、公立病院でないため自治医大の医師派遣が受けられない。県として医師派遣できるよう手立てをとること。</p>	<p>医師不足の中、県内の自治体立病院・診療所の医師を優先的に確保するために、自治医科大学卒業医師の派遣制度を設けているが、各自治体からの要望に十分応えられていないことから、現段階では一般の診療所に派遣することは考えていない。</p>
<p><b>【子育て】</b></p>	
<p>○子ども子育て支援</p>	
<p>(1) 政府は「子ども子育て支援新制度」を2015年4月に本格実施するとしており、実施主体である市町村に対し、地方条例の制定や「子ども子育て支援事業計画」策定などの準備を急ぐよう促している。新制度は来年度からの実施となっているが、市町村からは国の制度設計の遅れや財源確保が不十分であることから、計画がつかれないとの声が上がっている。しかし国は自らの責任に目を向けず、市町村条例ができていなくても国の政省令でみなし対応をするよう求めており言語道断である。このままでは全く新しい制度であるのに、十分な審議時間が保障されず、現場が混乱する恐れがある。さらに保護者への説明、周知徹底には一定の時間が必要である。実施の延期・中止を国に求めること。</p>	<p>新制度に関する国の制度設計（公定価格仮単価の提示、政省令・告示の改正等）について、国から当初（平成25年8月）提示されたスケジュールに対して遅れているのは事実であり、事務レベルで国に早期の対応を促しているところではあるが、県として国に実施の中止等を求めることは考えていない。</p>
<p>(2) 新制度への対応は、様々な事業が検討されているが、すべての子どもに平等な保育を保障するため、どの施設・事業であっても子どもの保育に格差が生じないようにすることが最低限求められており、その立場から、県が必要なルール・基準づくり、財政支援を行うよう以下求める。</p>	
<p>①児童福祉法24条1項の保育の実施責任を市町村条例に明記するよう指導すること。</p>	<p>新制度において、私立保育所は、当分の間、児童福祉法第24条第1項の規定が適用されることから、現段階においては県として、市町村に対し、市町村条例への明記を指導することは考えていない。</p>
<p>②県計画には、認可保育所の増設計画を盛り込み、基本的に認可保育所で対応できるようにし、市町村の保</p>	<p>県計画の策定にあたっては、市町村計画との整合性を取る必要があることから、県計画単独で、市町村計画と齟齬が生じるような削減をするようなことは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>育所増設計画を削減させるようなことはしないこと。</p>	
<p>③国が、保育の必要度認定基準を保護者の労働時間としているため、障がい児や虐待児など特別に配慮を必要としている子を排除する傾向が出ているが、配慮の必要な子どもの優先入所を明確にするよう国に求め県基準の中にも入れること。</p>	<p>保育の必要性の認定の国基準については、国から内閣府令が正式に示されていないが、「虐待やDVのおそれがある」特別な配慮が必要な子どもについても保育の必要性の認定の事由として追加することが検討されていることや、優先順位付けについて保護者の労働時間だけでなく子どもの障がいの有無やひとり親家庭などの要素も各市町村の運用においてこれまでどおり当然に考慮されるものであることから、県として特段の対応をすることは考えていない。</p>
<p>④保育時間の認定は、最低8時間は保障し、親の労働時間によって子どもの保育が細切れになることがないようにすること。</p>	<p>新制度での保育時間について、国は、フルタイムを想定した「保育標準時間（11時間）」及びパートタイム就労を想定した「保育短時間（8時間）」の2区分の認定の設定を検討しており、8時間の保育は保障される見込みである。</p>
<p>⑤米子市は小規模保育事業を計画しているが、地域型保育B、C型は保育者の資格基準が後退している。統計上も無認可保育所0～2歳児までの死亡事故は多発しており保育資格者を義務付けすることは、重要な基準である。保育事業は声を上げられない乳児・幼児の命のかかった仕事である。小規模保育の保育士はすべて有資格者とするよう県が市町村を指導すること。市町村条例ができなくても国の政令・省令でみなすよう国が求めているが、無理矢理市町村に実施をせまる国のやり方を中止するよう求めること。</p>	<p>小規模保育事業B型・C型については、なるべく全て保育士資格の有資格者を配置することが望ましいと考えるが、B型については「保育士以外には研修実施」、C型については「市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」と一定の基準も設けられていることから、個別の事業者の状況などを踏まえ市町村が判断する内容であるため、県として市町村に全て有資格者を配置することを指導することは考えていない。</p> <p>また、小規模保育事業を希望する者が、地域型保育給付を受け、安定的に事業展開できるためには、市町村が基準条例を定めることが必要であり、また、条例が定まるまでの間は省令基準を市町村基準とみなすとする取扱いは適当と考える。</p>
<p>⑥県の計画は、住民ニーズにそって、「量の見込み」「確保の内容」を盛り込むようにし、市町村計画を削減することがないようにすること。</p>	<p>県計画の策定にあたっては、市町村計画との整合性を取る必要があることから、県計画単独で、市町村計画と齟齬が生じるような削減をするようなことは考えていない。</p>
<p>⑦新制度が実施されても、単県補助事業（低年齢児受け入れ保育所保育士等特別配置事業、多子世帯保育料軽減子育て支援事業補助金、保育サービス多様化促進事業費補助金・障がい児保育・重度障害児保育・乳児保育、産休等代替職員費補助金、病児・病後児保育普及促進事業、放課後子どもプラン推進事業補助金）は最低限継続すること。</p>	<p>単県補助事業のあり方については、新制度の公定価格が判明した段階で、施設の運営や保護者負担の現行との変更点を十分に分析・精査した上で、事業の継続及び内容の見直し等を判断していく。</p>
<p>⑧保育士の配置基準は従来の県基準を超えて、1歳、3歳、5歳の保育士基準の現状以上の充実をすること。</p>	<p>国基準を超えて行っている保育士加配の拡大については、現場のニーズを把握した上で、必要に応じて市町村と共に検討していく。</p>
<p>⑨保育所の0・1歳児の施設基準が拡大されたが、鳥</p>	<p>保育所の施設基準の通知については、平成24年3月30日付けで、各市町村及び私立保育所を運</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>取市のみ県からの連絡が遅れた、新設の賀露保育所が迷惑したと聞いており、謝罪し支援をすること。また新基準によって子どものすごすスペースが広がったことは評価できるが、0・1歳児の入所数の枠が狭くなる可能性があり、この機会に保育所の増設をすすめること。</p>	<p>営する社会福祉法人等に郵送により文書を発送している。 また、鳥取市と保育所を運営する法人との間で、書類を複数回やり取りするなど事務的な手間が生じたことはあったが、施設整備の面などでの問題は生じていないと聞いている。 保育の実施責任は市町村にあることから、保育所の増設について県が主体的に進めることは考えていない。</p>
<p>⑩こども園の設置基準は、保育士配置基準は保育所基準とし、給食は自園調理とすること。</p>	<p>現行の認定こども園の3歳以上児を1クラス30人とするについては、年度による入園児の変動もあって現行の施設で対応できないといった意見もあり、現在は35人のままとしている。 なお、新制度における幼保連携型認定こども園については、1クラス定員は現行どおり35人であるが、保育教諭等の配置基準については、支給認定の区分に関わらず、現行の保育所基準とされた。 また、食事の提供については、保育所と同様、満3歳以上の子どもに限り、園外で調理し搬入する方法が認められていることから、調理室を必置とはしていないが、新制度における公定価格の中で、自園調理に対する加算が検討されていることから、その動向や認定こども園への移行に係る意向調査等の関係者の意見を踏まえ、県の独自基準の設定について、今後検討していきたい。</p>
<p>⑪年度途中からの待機児童を出さないため、私立保育所の補助のように年度当初から公立保育所の保育士が配置できるよう加算すること。</p>	<p>公立保育所の運営費は、一般財源化により地方財政措置が講じられており、運営については、各市町村において判断していただくものと考えている。</p>
<p>(3) 子ども子育て新制度実施に向けて各市町村が行っているニーズ調査の自由記述の中で次のような声が寄せられており、子育て王国鳥取として、施策の充実を図ること。</p>	
<p>①米子市では保育所に入れない、近くの保育所に入れずきょうだい別々の保育所通いで送り迎えが大変との声がある。保育所増設計画をもつよう市町村を指導すること。</p>	<p>保育の実施責任は市町村にあることから、保育所の増設についても市町村において判断していただくものと考えており、県として市町村を指導することは考えていない。</p>
<p>②4月から中山間の保育料無料化の実施は、多くの子育て世帯をはげまし、喜びの声を聞く。米子市の「子ども・子育て支援事業計画」作成のため実施したニーズ調査では、保育料が高く第2子、3子を産むことを躊躇している声が多く寄せられている。また境港市では第3子無料化するためには1千万円あればできる、県の補助があればその半額で実現できるが、市の足並みがそろわないと県はやらないだろうと、実施に踏み</p>	<p>「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業」は、特に過疎化・少子化・人口減少が待ったなしの中山間地域において、保育料の無料化等により「若者の移住定住」の促進などに挑戦する市町村に対して助成を行うものである。 保育料の軽減制度の在り方については、平成27年4月実施予定の子ども・子育て支援新制度の検討の中で、利用者負担がどうなるのかを注視しながら、引き続き市町村と意見交換し、現在本県が実施している他の保育料軽減制度を含めて、検証してみたい。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
切るのを躊躇している。子どもの特別医療助成のように、県が政策的に誘導し、全県で保育料無償化を推進すること。	
③保育士の給料が安く定着しない。処遇改善のために県が特別の手立てをとること。	<p>保育士の処遇改善は、昨年度より「保育士等処遇改善臨時特例事業」で臨時的な改善策は講じられているが、新制度において安定的に実施され、より処遇改善がなされるよう、国に対してその裏付けとなる財源の確保をこれまで以上に強く要望している。</p> <p>なお、県では1歳児及び3歳児の保育士配置特別事業において、正職員単価あるいは非正規職員単価の選択制を導入し、市町村と協調して保育士の処遇改善と正規雇用を促進している。</p>
④保育所の入所基準は、求職活動中も含めるよう市町村を指導すること。	<p>現在の入所基準においても求職活動中の入所は各市町村において状況に応じて認められている。また、新制度における保育の必要性の認定の国基準については、国から内閣府令が正式に示されていないが、「求職活動」についても保育の必要性の認定の事由として追加することが検討されている。</p>
⑤通常の保育時間は、母親のリフレッシュの時間も通えるようにすること。	リフレッシュのための利用の場合は、一時預かりを利用していただきたい。
⑥一時預かりの枠を広げるよう市町村を指導すること。	一時預かりについては、各市町村が需給状況に基づいて、それぞれ計画するものであり、県として市町村を指導することは考えていない。
⑦病児保育が圧倒的に不足している。特に風邪をひきやすい冬場の不足が指摘されている。増設すること。また病児保育の利用料が高いので軽減し、その分病児保育所への支援を手厚くすること。	病児保育については、国の制度に基づき、各市町村が地域の需給状況により計画的に実施するものであり、利用料も市町村において決めていただくものと考えている。
⑧公立幼稚園がない自治体では、選択肢がなく、授業料の高い私立幼稚園とならざるをえない。公立と私立の授業料の差額補填をし、保護者の負担軽減をすること。	<p>保育料の公私間の較差を埋めるため、これまで県は、私立幼稚園に対し私学助成による運営費補助を行うとともに、園を通じて同時在園や第3子以降保育料軽減による保護者負担の軽減を行っている。また、市町村においても私立幼稚園に対する運営費補助や就園奨励費による保育料軽減を実施しており、今後も引き続き県・市町村が協力して保護者負担の軽減に取り組んでいく。</p>
⑨療育センターで発達相談をうけているが、なかなか順番が回ってこず、診断が5ヶ月もかかったという声がある。相談体制の充実をはかり、早期診断ができるようにすること。	全国的に発達障がい診断・対応ができる医師が少ない状況にあるが、医療関係者や地域の医療機関とも連携しながら、医師確保等総合療育センターにおける相談体制や診断体制の充実を図っていききたい。
⑩学童保育（放課後児童クラブ）は、今でも低学年を断るほど満杯のクラブもある。県が言う対象を6年生	待機児童対策については、平成25年度に国で放課後児童クラブの改築、修繕等の整備に対する新たな補助制度が創設されたことから、実施主体である各市町村において、当該補助制度を活用してい

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>まで拡大するためには、抜本的増設が求められる。現在の敷地や建物への支援を年齢拡大に関係なく充実させること。</p>	<p>ただきたいと考えている。 また、平成26年度の県単独事業として実施している施設整備費事業に対する嵩上げ支援については、市町村の意向を踏まえて、新制度へスムーズに移行できるよう前倒しして受入れ児童の学年を拡大する場合に支援を行うためのものである。</p>
<p>⑪子どもの医療費は他の市町村では完全無料のところもある。子育て王国鳥取県というなら、完全無料を実施すること。</p>	<p>小児医療費については、平成23年12月29日に開催された「国と地方の協議の場」において、社会保障4分野の地方への配分が合意された中で地方単独事業に整理されているが、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度を創設するよう、全国知事会を通して、平成25年8月8日に国へ働きかけを行っており、今後も必要に応じて要望していく。</p>
<p>⑫不妊治療は所得に関係なく、子どもがほしいという願いに沿って等しく行われるべきである。助成の所得制限をなくすこと。</p>	<p>国が定めている所得制限は妻の年齢が25～44歳の夫婦の90%の方が助成を受けられるよう設定されており、鳥取県の平均給与所得が全国平均より低いこと（22年度：鳥取県2,260千円、全国平均2,877千円）から、県内の治療を希望される夫婦のほとんどは助成を受けることができると認識している。 しかし、特定不妊治療は保険適用外で医療費は高額であり、助成金があっても経済的な負担は大きいため、不妊治療の保険診療適用を拡大すること等について国へ引き続き要望していく。</p>
<p>⑬長崎県のこどもの城のような、雨の日でも遊べる場所をつくること。</p>	<p>長崎県の「諫早市立こどもの城」に対し、本県の鳥取砂丘こどもの国においても、屋内遊戯場、大型遊具（空中回廊）を備えた屋根付き広場、木工、ガラス細工等の木工工房など雨天時でも遊べる施設を整備している。</p>
<p>⑭インフルエンザの予防接種代助成を県としてもすること。</p>	<p>現在、インフルエンザの定期予防接種対象者は、65歳以上の方と60～64歳で一定の障がいのある方となっている。 予防接種の主体は市町村であり、既に障がい者、乳幼児、児童、妊婦など幅広く、市町村による助成が行われており、県として助成をすることは考えていない。</p>
<p>⑮ファミリーサポートセンターの子育て支援では無資格者が対応しているが、ネットでのベビーシッターが問題になったことをうけ、対応を検討すると同時に、せめて有資格者となるようにすること。</p>	<p>ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と手助けをした人（提供会員）のネットワークを作り、地域の中で子育てについてお互いが納得し互いの理解のもとで助け合う組織であることから、県として提供会員を有資格者に限定することは考えていない。</p>
<p>⑯米子市が5歳児検診にとりくむが、県としても支援すること。</p>	<p>5歳児健診の実施主体は市町村であり、県として支援することは考えてない。</p>
<p>⑰障がい児への支援をしている保育所の数は少ない。</p>	<p>設置主体である米子市の責任において対応されるべきものであり、県として支援することは考えて</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>現在ある米子市の「あかしや」の保育時間が長くなるよう支援すること。また送迎サービスや延長保育、夕方預かりができるように支援すること。</p>	<p>いない。</p>
<p><b>【環境・原発・米軍】</b></p>	
<p>○原発          全国の電力会社が申請中の10原発で、福島第1原発と同様の事故が起きた場合に流れ込む地下水量について、日本共産党国会議員団が各電力会社に聞き取り調査をしたところ、中国電力島根原発は地下水流入量そのものを把握していないことが明らかになった。福島第1原発では地下水汚染が進んで取り返しがつかない状況である。また福島では、このほど50人の子どもの甲状腺がんの発症が確定したが、地下水汚染と健康被害がすすむ恐れのある原発は、存在そのものを許してはならない。原発は廃炉しかない。境港市・米子市両市長とともに、中国電力・国に向けて稼働も再稼働もしないように求めること。</p>	<p>原子力発電所の取扱いについては、国全体のエネルギー政策に関わる事項であり、国において適切に判断し、説明責任を果たすことが必要である。          再稼働等については、国に対し、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと、また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明することを強く要望している。          ※平成26年4月14日、1月14日、平成25年12月18日・19日ほか国要望          中国電力に対しても、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことなど立地自治体と同等に対応することを要望している。          ※平成25年12月17日中国電力要望          また、汚染水対策についても、国・中国電力に対し、適切に実施するよう要望している。          ※平成26年4月14日、平成25年12月18日・19日ほか 国要望          ※平成25年12月17日中国電力要望</p>
<p>○処分場計画          淀江地区内に計画している管理型産業廃棄物処分場建設計画は、生活環境アセスメントにも多くの不備があること。他県での同様な処分場建設費・運営費にくらべ過大な経費予測であることなど、本来法的にも県が税金投入する義務もない事業へ、莫大な税金投入しようとしており、事業開始後も青天井の税金投入が予測される。また県内の排出事業者のため、企業誘致のためと説明してきた処分場に、県外の産廃も持ち込まれるということが明確になった。子や孫たちのために自然環境といのちの水を守るといふ住民の根強い反対には道理がある。建設計画をストップすること。</p>	<p>環境プラント工業(株)と(公財)鳥取県環境管理事業センターは、生活環境影響調査について地元の指摘等に対し追加調査を行うなど誠実に対応するとともに、調査結果に対しては有識者(第三者)から概ね適正に実施されているといった検証も受けている。          今回の計画は、地域の安全・安心を十全に確保するために高度な水処理設備を導入するなどの対策に十分配慮した事業費としており、生活環境に対する安全対策の充実を図る観点と県内産業の振興のために必要という公益性の観点から、県が経費の一部を補助することとしたものである。          現在、環境プラント工業(株)と(公財)鳥取県環境管理事業センターは、2月に実施した事前説明会において、住民から米子市水源地への影響について意見があったことから、ボーリング調査等を実施することとしている。          当該調査結果及び地元の意見等を踏まえ、事業計画書、生活環境影響調査結果の成案がまとめられ、条約手続きに入れば、県として法令等に基づき厳正に審査等を行っていく。</p>
<p>○米軍機低空飛行          県内でも傍若無人な米軍機低空飛行訓練が多発しており、県民への影響と不安が増している。引き続き中止を求めること。客観的事実を米軍に提出するため、騒音測定器、監視カメラの設置を国に求めること。市町村が騒</p>	<p>県では、住民の方が米軍機低空飛行を目撃される都度、市町村から県及び中国四国防衛局美保防衛事務所に被害などの情報も含めて報告し、さらに、県から外務省(北米局日米安全保障条約課、日米地位協定室)に対し、低空飛行訓練の中止等、適切な措置の要請を行ってきている。引き続き市町村とも協力し、目撃の都度、迅速に適切な措置を求めていく。          また、住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど国の責任において実態把握し、また、</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
音測定器、監視カメラを設置する際には県は助成すること。	地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には国に適切な財源措置を講ずるよう、これまでも中国地方知事会として要望しており、今後も引き続き行うこととしている。
<b>【その他】</b>	
<p>○軍歴証明交付の申請対象者を本人および三親等までにひろげること。</p> <p>軍歴証明書は出征した人が昭和20年（1945）8月の終戦のとき本籍地を置いていた都道府県庁が発行する。全国の多くの自治体が申請できる対象者を、三親等までとしているが、鳥取県の内規は二親等までとしている。公の記録として軍歴証明は、戦争を過去のものではないためにも、平和を深める上でも親族を語る際の重要な記録となるものである。しかし、戦後69年をむかえ、二親等の生存者も少なくなり事実上誰も請求できない状況になっている。内規を見直し三親等まで申請できるようにすること。</p>	<p>これまで軍歴証明の交付範囲について、内規で「原則二親等以内の親族」と定め取り扱っており、昨年度まで不都合が生じたことはなかったが、今年度に入り、不都合が生じる事例が相次いでおり、交付範囲を広げるように内規を改正したところである。</p>